



2026年7月13日

各 位

会 社 名 ムニノバホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 福 田 光 秀
(コード番号: 547A、東証プライム市場)
問 合 せ 先 財 務 部 坂 崎 勝 弘
(TEL. 075-320-0081)

会社分割（簡易吸収分割）及び無担保社債の名称変更・連帯保証に関するお知らせ

当社は、2026年8月31日を効力発生日（予定）として、当社の完全子会社であるアイフル株式会社（以下「アイフル」）の社債管理事業（以下「本事業」）に関する権利義務を会社分割の方法により当社に承継させること（以下「本会社分割」）に関し、本日開催の取締役会において、本会社分割に係る吸収分割契約を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本会社分割は、当社の完全子会社から事業を承継する会社法第796条第2項に基づく会社分割（簡易吸収分割）であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

また、本会社分割により承継される下記9.「本社債の表示及び名称変更」に記載の各社債（以下「本社債」）について、アイフルが当社と連帯して保証するべく、当社とアイフルとの間で本社債に係る債務の保証に関する契約を締結いたしましたので、併せてお知らせいたします。

また、本社債を当社がアイフルから承継するにあたり、2026年8月31日付で、それぞれ名称を変更する予定です。なお、今回の名称変更に伴い、本社債に係る事務手続きに変更はございません。

記

1. 本会社分割の目的

当社グループは、2026年4月1日より純粋持株会社体制へ移行しており、グループ統制機能の更なる向上を図る一環で、資金調達機能について当社に集約することを基本方針（以下「基本方針」）としております。本会社分割は、基本方針に基づいて当社グループの社債管理業務を当社に一元化するものです。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

吸収分割契約締結日 2026年7月13日

実施予定日（効力発生日） 2026年8月31日

※本会社分割は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当すること、アイフルにおいては会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割に該当することから、それぞれ本会社分割の承認に係る株主総会を開催せずに行います。

(2) 本会社分割の方式

アイフルを分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

- (3) 本会社分割に係る割当ての内容
本会社分割による株式その他の金銭等の割当てはありません。
- (4) 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。
- (5) 会社分割により増減する資本金
本会社分割による当社の資本金の増減はありません。
- (6) 承継会社が承継する権利義務
当社は、アイフルの本事業に関する権利義務を承継いたします。なお、当社による債務の承継は、すべて免責的債務引受の方法によるものとします。
- (7) 債務履行の見込み
本会社分割の効力発生日以降において、当社及びアイフルが履行すべき債務について、その履行の見込みに問題がないものと判断しております。

3. 本会社分割の当事会社の概要

(1) 当社（承継会社）（2026年4月1日現在）

①名称	ムミノバホールディングス株式会社	
②所在地	京都府京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1	
③代表者の役職・氏名	代表取締役 福田 光秀	
④事業内容	消費者金融事業やクレジットカード事業等を営むグループ会社の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務	
⑤資本金	20 億円	
⑥設立年月日	2026 年 4 月 1 日	
⑦発行済株式数	484,620,134 株	
⑧決算期	3 月 31 日	
⑨大株主及び持株比率	株式会社AMG	19.56%
	福田 光秀	12.84%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8.36%
	株式会社丸高	5.06%
	BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT	2.86%
	THE CHASE MANHATTAN BANK N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	2.67%
	MSIP CLIENT SECURITIES	2.64%
	BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	2.04%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2.01%
	MLI FOR CLIENT GENERAL OMNIBUS COLLATERAL NON TREATY - PB	1.41%
⑩直前事業年度の財政状態及び経営成績（2026年3月期・連結）		
2026年4月1日設立のため、該当事項はありません。		

(2) アイフル（分割会社）（2026年3月31日現在）

①名称	アイフル株式会社
②所在地	京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381-1
③代表者の役職・氏名	代表取締役 福田 光秀
④事業内容	消費者金融事業、事業者金融事業、信用保証事業
⑤資本金	940 億 28 百万円
⑥設立年月日	1978 年 2 月 1 日
⑦発行済株式数	484, 620, 134 株
⑧決算期	3 月 31 日
⑨大株主及び持株比率	ムニノバホールディングス株式会社 100%
⑩直前事業年度の財政状態及び経営成績（2026 年 3 月期・連結）	
純資産	245, 278 百万円
総資産	1, 640, 117 百万円
1 株当たり純資産	503 円 97 銭
営業収益	214, 693 百万円
営業利益	34, 105 百万円
経常利益	35, 543 百万円
親会社株主に 帰属する当期純利益	27, 123 百万円
1 株当たり当期純利益	56 円 63 銭

4. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容

2. 「本会社分割の要旨」(6)「承継会社が承継する権利義務」に記載の本事業に関する権利義務

(2) 承継する部門の経営成績

該当事項はありません。

(3) 承継する資産、負債の項目及び金額

資産	負債
1, 404 億円	1, 404 億円

上記資産及び負債には、当社がアイフルから承継する社債の元本債務について効力発生日までに発生する未払利息債務及びそれに相当する見込みの金銭が含まれます。

5. 本会社分割後の状況

本会社分割後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

6. 今後の見通し

本会社分割は、当社と当社の完全子会社との間で行われる会社分割であるため、本会社分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

7. 保証に関する契約の目的

アイフルから当社に承継される社債を保有される社債権者の皆様が、事業会社であるアイフルによる連帯保証も受けられるよう、当社とアイフルとの間で合意したものであります。

8. 保証に関する契約の概要

アイフルは、当社が負担する本社債に係る元本償還、利息支払その他一切の債務につき、社債権者のために、当社と連帯して保証します。これは、当社を要約者、アイフルを諾約者、社債権者の皆様を受益者とする民法第537条に定める第三者のためにする契約によるものであります。

9. 本社債の表示及び名称変更

従来の社債名称	変更後（効力発生日以降）の社債名称
アイフル株式会社第67回無担保社債 （特定社債間限定同順位特約付）	ムニノバホールディングス株式会社第A1回無担保社債 （アイフル株式会社保証付及び特定社債間限定同順位特約付） （旧アイフル株式会社第67回債）
アイフル株式会社第68回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	ムニノバホールディングス株式会社第A2回無担保社債 （アイフル株式会社保証付及び社債間限定同順位特約付） （旧アイフル株式会社第68回債）
アイフル株式会社第69回無担保社債 （特定社債間限定同順位特約付）	ムニノバホールディングス株式会社第A3回無担保社債 （アイフル株式会社保証付及び特定社債間限定同順位特約付） （旧アイフル株式会社第69回債）
アイフル株式会社第70回無担保社債 （特定社債間限定同順位特約付）	ムニノバホールディングス株式会社第A4回無担保社債 （アイフル株式会社保証付及び特定社債間限定同順位特約付） （旧アイフル株式会社第70回債）
アイフル株式会社第71回無担保社債 （特定社債間限定同順位特約付）	ムニノバホールディングス株式会社第A5回無担保社債 （アイフル株式会社保証付及び特定社債間限定同順位特約付） （旧アイフル株式会社第71回債）
アイフル株式会社第72回無担保社債 （特定社債間限定同順位特約付）	ムニノバホールディングス株式会社第A6回無担保社債 （アイフル株式会社保証付及び特定社債間限定同順位特約付） （旧アイフル株式会社第72回債）

以 上